

事業評価シート（区政運営編）

基本目標		個別目標	2	基本施策	
------	--	------	---	------	--

計画事業	119	シルバー人材センター移転後の活用			
------	-----	------------------	--	--	--

目的	
平成23年度に旧東戸山中学校の新施設にシルバー人材センターが移転した後の跡施設を有効に活用し、消費生活相談や勝訴者団体の活動支援など、消費生活センターの機能充実を図ります。	
手段	
平成23年度にシルバー人材センターが旧東戸山中学校の新施設へ移転した後に、シルバー人材センター移転後の施設を整備し、消費生活センターを移転します。	

事業の主な実施内容

平成20年度	
シルバー人材センター移転後の施設活用の検討	

事業の指標

指標名	定義	目標水準
1 施設活用の概要検討	移転後の施設概要の検討及び機能充実の内容について検討・整理する。	様々な視点から検討実施
2		
3		
4		

達成水準

		単位	20年度 (現状)	21年度 (目標)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1					1		23年度消費生活センターとして活用
	実績1 = /	%						
指標2	目標値1							
	実績1 = /	%						
指標3	目標値1							
	実績1 = /	%						
指標4	目標値1							
	実績1 = /	%						

コスト

トータルコスト	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	20～23年度	備考
事業費	千円						
人件費							
事務費							
減価償却費							
総計							
財源内訳							
一般財源	千円						
特定財源							
一般財源投入率	%						
職員							
常勤職員	人						
非常勤職員	人						

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	区の施設であるシルバー人材センターの移転後の施設活用については、区民サービスの向上のために区が検討整備することが適切です。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	平成23年度の移転整備に向けて、具体的な施設活用の方策の検討を目標としたことについては、適切であると考えます。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	消費生活センターの機能充実のために施設活用することとしていた現計画では、消費者行政の一元化の流れの中で保健所や福祉事務所など連携が必要な機関との対応は変わらないため、消費生活センターの機能充実への効果的な視点から改善が必要です。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	シルバー人材センター移転後の施設活用として消費生活センターを移転する内容では、国が検討を進めている消費者行政の一元化の流れに照らすと、施設機能の整備を中心とした現計画では相談機能の総合化などのソフト面での機能充実を図ることが十分でないため、目的の達成度も十分に確保できていません。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	本年度の目標である施設活用を検討する中で、国が進めている消費者庁の設置を中心とした消費者行政の一元化を考慮すると、施設機能の整備拡充を目的とした現計画では効果的な視点や目的の達成度の点で、消費生活センターの機能充実が十分に確保できないため、消費生活センターによる活用のほか他の行政需要も含めて有効活用の方策を検討する必要があります。

進捗状況・今後の取組み方針

20年度状況	状況認識(課題)	シルバー人材センター移転後の施設活用として消費生活センターを移転する現計画では、消費者行政の一元化を動向を踏まえると他機関との連携が必要な相談機能の総合化などのソフト面の機能拡充が十分ではありません。				
	改革方針	消費生活センターの移転計画について見直しを行う必要があることから、消費生活センターの機能充実の視点のほか、他の行政需要も含めてシルバー人材センター移転後の施設活用を再度検討する必要があります。				
21年度評価	20年度実績	改革方針への対応状況	消費生活センターについては平成21年度の4月に第二分庁舎分館に移転することとし、ハード面での機能整備に加え保健所や福祉事務所と連携した総合的な相談体制を整備するなど、ソフト面の機能拡充を併せて行う検討を実施しました。ただし、消費者団体の活動支援を行う場所の確保が十分でなく、また産業振興に関する事業展開の場所も今後確保する必要があることから、これらの視点から計画の見直しを行います。			
		課題	シルバー人材センター移転後の施設活用として消費生活センターを移転する現計画では、国の消費者行政の一元化を動向を踏まえると相談機能の総合化などのソフト面の機能拡充が十分ではありません。また、消費者団体の活動場所や産業振興に関する事業を展開する場所を確保する必要があります。			
	改革方針	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)	事業拡大
		内容	平成21年度の4月に第二分庁舎分館に消費生活センターを移転し、ハード面での機能整備に加え保健所や福祉事務所と連携した総合的な相談体制を整備するなど、ソフト面の機能拡充を併せて行うこととし、シルバー人材センター移転後の施設活用については、消費者団体の活動場所としての分館及び産業振興に関する事業展開の場所として活用します。			